

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	墓地台帳	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課	
④	個人情報ファイルの利用目的	市営墓地使用者情報管理のために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1墓地名, 2等級区分, 3指令番号, 4許可年月日, 5面積, 6使用料, 7使用者名, 8生年月日, 9住所, 10本籍, 11電話番号, 12代理人名, 13届出種別, 14摘要, 15前使用者名, 16石碑の状態, 17建立日, 18備考	
⑥	記録範囲	市営墓地使用者	
⑦	記録情報の収集方法	本人または祭祀の主宰者	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
⑨	記録情報の経常的提供先	無し	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
			法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	共同墓台帳
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課
④	個人情報ファイルの利用目的	共同墓の使用者・収蔵者情報を管理するために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1収蔵者情報の公開可否, 2使用料, 3使用者氏名, 4使用者住所, 5使用者本籍, 6使用者電話番号, 7使用者FAX番号, 8収蔵者氏名, 9収蔵者死亡日, 10収蔵者収蔵日, 11収蔵者享年, 12収蔵者死亡時住所, 13使用者と収蔵者の続柄, 14責任収蔵者情報 (生前収蔵希望届の場合)
⑥	記録範囲	旭川市共同墓の使用者及び収蔵者
⑦	記録情報の収集方法	本人
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	無し
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	有り
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	住居表示新旧対照表	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課	
④	個人情報ファイルの利用目的	住居表示証明発行のために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1新住所（街区符号・住居番号），2世帯主氏名または名称，3旧住所（町名・番地）	
⑥	記録範囲	住居表示実施時の実施区域居住者	
⑦	記録情報の収集方法	住居表示実施時の住民基本台帳による	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない	
⑨	記録情報の経常的提供先	無し	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	<input type="checkbox"/>	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	—	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	住居表示証明用リスト
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課
④	個人情報ファイルの利用目的	住居表示証明発行のために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1世帯主名, 2世帯構成員名, 3フリガナ, 4住所（新住所・旧住所）, 5続柄, 6生年月日, 7本籍, 8方書, 9筆頭者
⑥	記録範囲	住居表示実施時の実施区域居住者
⑦	記録情報の収集方法	住居表示実施時の住民基本台帳による
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	無し
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		■ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	—
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	消費生活相談カード	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課	
④	個人情報ファイルの利用目的	消費生活相談における問題解決や消費者被害防止のために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1相談者の氏名, 2住所, 3電話番号, 4年齢, 5性別, 6職業, 7消費生活相談の内容と処理の結果	
⑥	記録範囲	消費生活相談を利用した者, 契約当事者	
⑦	記録情報の収集方法	本人からの申告による	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含む	
⑨	記録情報の経常的提供先	独立行政法人国民生活センター, 消費者庁, 北海道, 警察	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
			法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	有り	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	町内会名簿	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部地域活動推進課	
④	個人情報ファイルの利用目的	各町内会長との連絡のために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1町内会名, 2氏名, 3郵便番号, 4住所, 5電話番号	
⑥	記録範囲	町内会長名簿を提出した者	
⑦	記録情報の収集方法	紙での郵送または持参	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
⑨	記録情報の経常的提供先	無し	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	<input type="checkbox"/>	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	—	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	表彰者一覧&賞状作成システム	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部地域活動推進課	
④	個人情報ファイルの利用目的	自治振興発展貢献者の表彰歴の確認のために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3住所, 4所属団体, 5表彰月日	
⑥	記録範囲	推薦書を提出された者	
⑦	記録情報の収集方法	紙での郵送または持参	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
⑨	記録情報の経常的提供先	無し	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	<input type="checkbox"/>	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	—	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課，同神居支所，同江丹別支所，同永山支所，同東旭川支所，同神楽支所，同西神楽支所，同東鷹栖支所，同地域活動推進課（東部まちづくりセンター）
④	個人情報ファイルの利用目的	市における各種行政サービスの基礎とするため，個人番号とすべき番号を生成するため，個人番号を住民票に記載するために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1宛名番号，2世帯番号，3住民票コード，4個人番号，5仮名氏名，6漢字氏名，7生年月日，8性別，9続柄，10現住所，11現方書，12改製年月日，13住民となった日，14住所を定めた日，15本籍，16筆頭者，17前住所，18前方書，19旧主名，20転出先主名，21消除事由，22消除年月日，23国民健康保険資格情報，24児童手当受給資格情報，25国民年金資格情報，26後期高齢者医療資格情報，27介護保険資格情報，28記載事由，29記載年月日，30転出予定住所，31転出予定方書，32転出予定年月日，33転出確定住所，34転出確定方書，35転出確定年月日，36住民基本台帳カード交付状況，37個人番号カード交付状況，38カナ通称，39漢字通称，40通称記載市町村名，41通称記載年月日，42通称削除市町村名，43通称削除年月日，44外国人住民漢字氏名，45国籍・地域，46外国人住民となった日，47氏名の片仮名表記，48第30条の45に規定する区分，49期限等，50在留資格，51在留期間等，52在留期間等の満了の日，53在留カード等の番号，54在留期間等の満了の日，55在留カード等の番号，56氏名分類コード，57在留カード提示有無，58端末名，59処理日付，60処理開始時刻，61処理終了時刻，62異動事由，63異動年月日，64届出年月日，65処理区分，66業務種別，67職員番号，68カード番号，69カードパスワード，70住民票副本情報の一部，71団体内統合宛名番号，72カナ旧氏，73漢字旧氏，74旧氏異動サイン，75旧氏設定有無サイン
⑥	記録範囲	・区域内の住民（住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう） ※住民基本台帳に記録されていた者で，転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
⑦	記録情報の収集方法	住民異動届・戸籍届 住民基本台帳ネットワークによる他市区町村からの通知
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者 地方公共団体情報システム機構
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し

⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
			法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	有り	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	本人確認情報ファイル
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課，同神居支所，同江丹別支所，同永山支所，同東旭川支所，同神楽支所，同西神楽支所，同東鷹栖支所，同地域活動推進課（東部まちづくりセンター）
④	個人情報ファイルの利用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1住民票コード，2漢字氏名，3外字数（氏名），4ふりがな氏名，5清音化かな氏名，6生年月日，7性別，8市町村コード，9大字・字コード，10郵便番号，11住所，12外字数（住所），13個人番号，14住民となった日，15住所を定めた日，16届出の年月日，17市町村コード（転入前），18転入前住所，19外字数（転入前住所），20続柄，21異動事由，22異動年月日，23異動事由詳細，24旧住民票コード，25住民票コード使用年月日，26依頼管理番号，27操作者ID，28操作端末ID，29更新順番号，30異常時更新順番号，31更新禁止フラグ，32予定者フラグ，33排他フラグ，34外字フラグ，35レコード状況フラグ，36タイムスタンプ，37旧氏 漢字，38旧氏 外字数，39旧氏 ふりがな，40. 旧氏 外字変更連番
⑥	記録範囲	区域内の住民（住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう） ※住民基本台帳に記録されていた者で，転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
⑦	記録情報の収集方法	住民基本台帳ネットワーク（CSコネクタ）
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	都道府県 地方公共団体情報システム機構
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）旭川市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	各記録項目の内容については，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の35に基づき訂正等を申し出ることができる。
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当

⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	送付先情報ファイル
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課，同神居支所，同江丹別支所，同永山支所，同東旭川支所，同神楽支所，同西神楽支所，同東鷹栖支所，同地域活動推進課（東部まちづくりセンター）
④	個人情報ファイルの利用目的	地方公共団体情報システム機構に，個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1住民票コード，2漢字氏名，3外字数（氏名），4ふりがな氏名，5清音化かな氏名，6生年月日，7性別，8市町村コード，9大字・字コード，10郵便番号，11住所，12外字数（住所），13個人番号，14住民となった日，15住所を定めた日，16届出の年月日，17市町村コード（転入前），18転入前住所，19外字数（転入前住所），20続柄，21異動事由，22異動年月日，23異動事由詳細，24旧住民票コード，25住民票コード使用年月日，26依頼管理番号，27操作者ID，28操作端末ID，29更新順番号，30異常時更新順番号，31更新禁止フラグ，32予定者フラグ，33排他フラグ，34外字フラグ，35レコード状況フラグ，36タイムスタンプ，37旧氏 漢字，38旧氏 外字数，39旧氏 ふりがな，40旧氏 外字変更連番
⑥	記録範囲	区域内の住民（住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう）
⑦	記録情報の収集方法	住民記録システム（CSコネクタ）
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	住民登録業務
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課，同神居支所，同江丹別支所，同永山支所，同東旭川支所，同神楽支所，同西神楽支所，同東鷹栖支所，同地域活動推進課（東部まちづくりセンター）
④	個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1個人番号，2氏名，3性別，4生年月日・年齢，5住所，6国籍・本籍，7識別番号，8電話番号，9家族状況，10婚姻，11続柄，12国民年金，13児童手当，14選挙資格，15国民健康保険，16後期高齢者医療，17介護保険，18電子証明書，19個人番号カード管理情報，20在留カード等情報，21送付先情報
⑥	記録範囲	・区域内の住民（住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう） ※住民基本台帳に記録されていた者で，転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
⑦	記録情報の収集方法	住民異動届・戸籍届 住民基本台帳ネットワークによる他市区町村からの通知
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	無し
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	印鑑登録業務
②	行政機関等の名称	旭川市長
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課，同神居支所，同江丹別支所，同永山支所，同東旭川支所，同神楽支所，同西神楽支所，同東鷹栖支所，同地域活動推進課（東部まちづくりセンター）
④	個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録及び印鑑登録証明書を交付するために利用する。
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1氏名，2生年月日，3年齢，4住所，5識別番号，6印影，7電子証明書情報
⑥	記録範囲	印鑑登録者
⑦	記録情報の収集方法	印鑑登録者からの申請，請求及び住民基本台帳ファイル
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
⑨	記録情報の経常的提供先	無し
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当
⑯	備考	
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
④	個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1本籍，2筆頭者，3氏名，4生年月日，5続柄，6戸籍の身分事項，7性別，8住所，9在外選挙人登録地，10賞罰，11人口動態統計調査で定める事項	
⑥	記録範囲	旭川市に本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
⑦	記録情報の収集方法	本人からの戸籍届出，官公庁及び他市町村からの通知	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む	
⑨	記録情報の経常的提供先	法務省，税務署，保健所	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）旭川市市民生活部地域活動推進課 （所在地）〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	個人情報ファイルの記録項目のうち，1から6までの内容については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第113条及び第114条に基づき訂正申請ができる。	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
			法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	

個人情報ファイル簿（単票）

①	個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
②	行政機関等の名称	旭川市長	
③	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
④	個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うために利用する。	
⑤	個人情報ファイルの記録項目	1住所, 2氏名, 3生年月日, 4性別, 5連絡先, 6個人識別符号, 7世帯情報, 8税情報, 9年金資格に関する情報, 10年金保険料免除に関する情報, 11年金給付に関する情報, 12国籍, 13所得に関する情報	
⑥	記録範囲	国民年金の被保険者	
⑦	記録情報の収集方法	被保険者からの申請・届出, 日本年金機構からの情報提供	
⑧	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
⑨	記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
⑩	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
⑪	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し	
⑫	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別	■	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
			法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
⑬	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無し	
⑭	行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
⑮	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
⑯	備考		
⑰	作成日（最終修正日）	令和5年4月1日	